もうすぐ小学生！

小学校への入学

問 滝川市教育委員会　学校運営課　☎0125-28-8043

6歳になったら小学校入学の準備をしましょう。お子さんはもちろん、お父さん・お母さんも楽しみですね。入学までの流れを紹介します。

前年の10月

就学時健康診断

入学する前年の10月に就学時健康診断を行います。指定日に必ず受診するようにしてください。

就学時健康診断の通知は、9月中に、新年度に入学予定のお子さんがいる保護者にお送りします。

1月

入学通知書

新年度に入学予定のお子さんがいる保護者に入学通知書を送付します。

2月

一日（体験）入学

入学予定の小学校で一日体験入学を開催します。小学校の雰囲気を体験できる機会です。必ず出席するようにしましょう。

4月

入学式

入学する学校

住所の通学区域に基づき指定する学校に入学します。

（※事情により指定校以外へ入学を希望し一定の要件を満たす場合は、指定校以外への入学が認められる場合があります。）

●次の場合はご連絡ください。

- 就学時健康診断の通知や入学通知書が届かないとき
- 各通知書の記載事項に誤りがあるとき
- 病気、その他の理由で入学することができないとき

広　告





✿就学援助

経済的な理由で就学が困難な場合に、学用品費や学校給食費などの一部を援助する制度です。

♣対象

小・中学校に通う児童・生徒のいる家庭で、1年間の収入が基準以下で経済的に困窮している方

♣援助対象

・学用品費
・通学用品費
・校外活動費
・修学旅行費（小学6年生・中学3年生）
・学校給食費
・体育実技用具費（原則小学1年生・4年生・中学1年生、対象はスキー用具・柔道着）
・新入学児童生徒準備費（新小学1年生・新中学1年生、入学前の3月に支給）
・新入学児童生徒学用品費（新入学児童生徒準備費の支給を受けていない4月に認定された方のみ）など

♣申込み

新年度の申請は前年度の2月から受け付けています。毎年申請が必要です。
源泉徴収票（写し）、確定申告書（写し）、児童扶養手当証（写し）など、世帯収入が確認できる書類が必要です。

✿特別な支援を必要とする児童の援助

♣対象

小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者

♣援助対象

・学用品費　・学校給食費
・修学旅行費　・校外活動費
・通学費　・通学用品費
・新入学児童生徒学用品費　・体育実技用具費　など

広告

KUMON

対象年齢
～幼児、小学生、中学生、高校生

幼児:もじやすうじ(かず)に親しみながら、楽しく学べる力を育みます。
小学生:自分にあった「ちょうど」の教材から学習をスタート。学年を越えた学習を目指します。
中学生・高校生:自学自習で基礎学力を育てます。

滝川西町教室
教科:算数・数学、英語、国語
指導者 西岡
080-8287-9340
HPはコチラから
〒073-0044
滝川市西町
7丁目4-34



滝川花月町教室
教科:算数・数学、英語、国語
指導者 中谷地
080-1864-8644
HPはコチラから
〒073-0036
滝川市花月町
1丁目3番6号



✿小学校一覧

学校	所在地	電話番号(0125局) ファクス番号
滝川第一小学校	〒073-0017 一の坂町西2丁目1番70号	☎23-2219 FAX23-3517
滝川第二小学校	〒073-0004 滝の川町東1丁目1番45号	☎23-2786 FAX23-2027
滝川第三小学校	〒073-0036 花月町2丁目2番12号	☎24-6107 FAX24-6105
西小学校	〒073-0044 西町6丁目7番17号	☎24-6275 FAX24-6276
江部乙小学校	〒079-0463 江部乙町東13丁目1426番地1	☎75-2404 FAX75-2030
東小学校	〒073-0014 文京町2丁目1番1号	☎23-1591 FAX24-7819

小学校の転校手続き　問 滝川市教育委員会　学校運営課　☎0125-28-8043

✿市内の学校間

・住所の異動に伴い通学区域が変わった場合には、新住所の通学区域内の学校へ転校することになります。
・市民課で転居届を提出した際に、新しい学校の入校通知をお渡ししますので、在学していた学校であらかじめ発行してもらった在学証明書、教科用図書給与証明書等の書類とともに、新しい学校に提出してください。

✿市外から又は市外へ

・市外から転入した場合には、市民課で転入届を提出した際に、新しい学校の入校通知をお渡ししますので、在学していた学校であらかじめ発行してもらった在学証明書、教科用図書給与証明書等の書類とともに、新しい学校に提出してください。
・市外へ転出する場合には、あらかじめ在学校で準備してもらった書類、新しい住所地で転入届を提出した際に渡される入校通知(あるいはそれに代わる書類)をご持参のうえ、新しい学校で手続きをしてください。
・なお、各自治体により、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは新しい住所地の教育委員会にお問合せください。



『それって本当?』子育ての疑問 Q&A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる?

A だっこは大事なスキンシップ!

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ!心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。

